



平成 30 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ノ ー ピ ー ク  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 井 太  
(コード番号：7816 東証第一部)

問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 國 保 博 之  
管 理 本 部 長  
(TEL. 0256-46-5858)

**第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）  
の発行及びファシリティ契約に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及びファシリティ契約の締結を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 4 月 24 日
(2) 発行新株予約権数	22,900 個
(3) 発行 価 額	本新株予約権 1 個当たり金 684 円（総額 15,663,600 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：2,290,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 672 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、2,290,000 株です。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額）	3,377,863,600 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1,480 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	別紙「株式会社スノーピーク第1回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項」第16項第（3）号をご参照ください。）に、当該効力発生日の前取引日（以下「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の取引日を行います。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）
(9) その他	当社は、SMB C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とSMB C日興証券との間において本新株予約権の行使プロセス等について取り決めたファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社グループは、オートキャンプをはじめとするアウトドア製品、ガーデンファニチャー製品、アパレル製品等の開発・製造・販売やキャンプフィールドの運営等を通じて、自然の中で生きる力、家族や友人とのコミュニケーション等、現代社会で失われつつある「自然と人のつながり」や「人と人とのつながり」により、人間性を回復するライフスタイルを提案し、「人生に野遊びを。」のコーポレートメッセージのもと、市場創造型企業として事業活動を展開しております。

当社では、①新しい価値を創造するオリジナル製品の企画開発、②新潟県燕三条地域に立脚した高品質なモノづくり、③仮説・検証の繰り返しにより創り出された20年を超えるロングセラー製品群、

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④当社製品の品質に責任を持つ永久保証制度等による「つくる」力と、①直営店、他社店舗での当社製品占有コーナーにおける当社従業員による対面での接客、②キャンプフィールドの管理や、ユーザーの方と寝食をともにするキャンプイベントの運営、③自社のコミュニティサイトの運営等による「つながる」力を強みとして、「自らもユーザーであるという立場で考える」という企業理念に基づき、製品の開発や経営改善を進めております。

このような経営方針のもと、当社は、既存事業基盤の拡充と新規事業の推進、及びオペレーションの革新に取り組んでおります。基盤となるアウトドア事業においては、革新的な新製品の継続的な投入による製品ラインナップの更なる高付加価値化に加え、スパレストラン等の新設による Headquarters におけるキャンプフィールド機能の向上などを図ってまいります。新規事業の推進においては、国内、海外の好立地へのアパレル事業直営店の積極的な出店、アウトドアの知見を生かした、アーバンアウトドア事業や地方自治体に対するコンサルティング活動の展開など、事業ポートフォリオの多角化に取り組んでまいります。また、事業の多角化、成長に伴い、複雑さを増しているオペレーションについては、更なる効率化を実現する新戦略拠点として Operation Core HQ2 を稼働し、また、ビジネスソフトウェア市場で高いプレゼンスを誇るドイツ SAP 社の各種システムの導入をはじめ、IT 技術を積極的に導入することで、当社の創り出す価値をユーザーの皆様タイムリーに届けてまいります。

当社は、このような取り組みを通じて、今後も、積極的な投資や海外展開により、更なる事業領域の拡張並びに事業間シナジーの強化を推進してまいり所存ですが、そのためには、自己資本の拡充による財務健全性強化と財務戦略の柔軟性の確保が必要であり、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行った結果、急激な希薄化を回避しつつ、当社の資金需要や株価動向に合わせた機動的な資本調達が可能となることから、本新株予約権を発行することといたしました。

当社は、平成 27 年 11 月に公募による自己株式処分を実施し 16.3 億円を調達しております。当該調達資金は、より多くのユーザーの方に当社製品を効率よく提供するための体制構築を図るため、主として、首都圏・大阪における直営店の新規出店及び物流ネットワークの拡充・効率性向上等を目的とした物流センターの新設のための設備投資等、また、新規顧客層の取込みやブランド価値の向上を目的とした本社 Headquarters におけるスパレストラン等の新設といった設備投資の一部に充当し、事業基盤の拡充を図ってまいりました。

上記の設備投資のうち、物流センターにつきましては、当初予定の物流機能に加えて、製造、購買、アフターサービス、営業管理部門などの機能も集約した、Operation Core HQ2 として、各種オペレーション効率化のための更なる機能向上を図るため、投資額が当初予定額の 800 百万円から 2,000 百万円へ増加致しました。当該投資額は、平成 27 年 11 月の公募による自己株式処分による調達資金の一部及び金融機関からの借入等により調達し、充当致しました。Operation Core HQ2 においては、当社内サプライチェーンのみならず、営業管理部門やアフターサービス部門を含めたオペレーション全体を担うこととなりますが、効率化を大胆に推進する施設として運営することで、次代のグループ成長を支えるバックボーンとして活用することを目指してまいります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、オペレーション業務の効率化に向けては、今後のグローバルレベルでの複雑化への対応やユーザーとのエンゲージメントの強化を更に加速させることを目的にSAP社の各種システムを600百万円で導入し、平成29年3月より稼働開始しております。当該投資額は、金融機関からの借入等により調達し、充当致しました。

上記のように、機動的な成長投資を実施するに際して、金融機関からの借入を積極的に活用して参りましたが、更なる成長戦略の遂行のため、自己資本拡充と有利子負債水準の低減による財務戦略の柔軟性確保を目的として、今回の調達資金は、金融機関からの既存の長期借入金の期限前あるいは期限到来時の返済に充当する予定です。なお、返済する既存の長期借入金の当初の用途は上記に記載の通り、各種オペレーション効率化のための更なる機能向上を図るため、物流機能に加えて、製造、購買、アフターサービス、営業管理部門などの機能も集約したOperation Core HQ2への設備投資及びSAP社の各種システムの導入を用途とした金融機関からの長期借入金等であります。また、残額については、仕入等の運転資金のための短期借入金の返済の一部への充当を予定しています。

さらに、株価推移により調達する資金の額が現在の想定を上回った場合には、仕入等の運転資金のための短期借入金の返済の一部への追加充当を予定しています。

当社は、今般の資金調達の達成により、当社の自己資本の拡充を通じた財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性を確保することが可能となり、将来的な企業価値の向上につながることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別紙「株式会社スノーピーク第1回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項」第10項をご参照ください。）を第三者割当の方法によって割当て、SMBC日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

#### 【本ファシリティ契約の内容】

当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とSMBC日興証券との間において本ファシリティ契約を締結する予定です。本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間（以下に定義します。）中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、SMBC日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

- ① SMBC日興証券は、平成30年4月25日から平成32年1月31日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」といいます。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほかは本新株予約権を行

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使しないことに同意します。ただし、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- ② 当社は、ファシリティ特約期間において、本ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、SMB C日興証券に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」といいます。）及び行使要請期間中にSMB C日興証券に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」といいます。）を定めることができます。
- ③ 当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、SMB C日興証券に対して通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。
- ④ 当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。
- ⑤ 当社が行使要請通知を行った場合、SMB C日興証券は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、SMB C日興証券は、本新株予約権を行使する義務は負いません。
- ⑥ 1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。
- ⑦ 1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、1,000個以上、14,000個以内の範囲です。
- ⑧ 当社は、SMB C日興証券に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間（撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいいます。）が3取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。
- ⑨ 約2年間の行使期間のうち最後の3か月間は、自由裁量期間となり、SMB C日興証券は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。

## （2）資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制すること、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること、及び当社の自己資本の拡充を通じた財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性を確保することに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

そのような状況の中、SMB C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約の提案を受け、資金調達金額や時期を当社が相当程度コントロールすることにより、急激な希薄化を回避するとともに、株価動向に合わせた機動的な資本調達が可能となる、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行が、現時点における最良の選択であると判断いたしました（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数140,679個（平成29年12月31日現在）に対して16.28%の希薄化が生じます。）。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本ファシリティ契約は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、SMB C日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。本ファシリティ契約上、SMB C日興証券は本新株予約権の行使義務を負いませんが、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができる調達手段であると考えられます。さらに、上記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は2,290,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を抑えながら自己資本の拡充を通じた財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性の確保を図ることが可能であると考えられます。

#### 【本資金調達方法の特徴】

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

##### ① 本新株予約権の行使の制限

ファシリティ特約期間においては、(i)当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、当社の意思決定に基づき、機動的かつ柔軟な資金調達が可能であり、(ii)当社が本新株予約権の行使を要請しない限り、原則としてSMB C日興証券は本新株予約権を行使できないこととなっています。

##### ② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は2,290,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数140,679個（平成29年12月31日現在）に対する希薄化率は16.28%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

##### ③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

##### ④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMB C日興証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、残存する本新株予約権の全てが行使された日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり金684円の支払を完了した日、SMB C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は平成

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

32年4月30日のいずれか先に到来する日までの間、SMB C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

⑤ 譲渡制限

SMB C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受け本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められる予定です。

(ア) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(イ) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）を当社の株主総会等で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(ウ) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(エ) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日数を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(エ)のようなデメリットがあります。

(ア) 本新株予約権による資金調達は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

がなされるものとなっているため、上記「1. 募集の概要」(5)に記載された資金調達額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。

(イ) 本新株予約権は、上記「1. 募集の概要」(6)に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMB C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1. 募集の概要」(5)に記載された資金調達額に相当する資金を調達できない可能性があります。

(ウ) 第三者割当方式という当社とSMB C日興証券のみの契約であるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。

(エ) 本ファシリティ契約において、SMB C日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、SMB C日興証券が本新株予約権を行使しない場合には、その行使されなかった本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の資金調達がなされないこととなります。

#### 【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、通常数週間の準備期間を要するため、株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があると考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」といいます。)は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。
- ⑤ 本ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、当社が権利行使の量とタイミングをコントロールすることができず、機動性及び希薄化の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

- ⑥ 借入及び社債等による借換えは、自己資本の拡充を通じた財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性の確保を図るという目的を達成することが出来ず、当社の今後の財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

・ 本新株予約権に係る調達資金	3,404,863,600円
本新株予約権の払込金額の総額	15,663,600円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	3,389,200,000円
・ 発行諸費用の概算額	27,000,000円
・ 差引手取概算額	3,377,863,600円

(注) 1. 上記本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権に係る調達資金、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり3,377,863,600円です。

具体的な使途については、平成30年12月までに金融機関からの既存の長期借入金の期限前あるいは期限到来時の返済に1,839,123,000円を充当する予定であります。返済する既存の長期借入金の内訳としましては、各種オペレーション効率化のための更なる機能向上を図るため、物流機能に加えて、

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

製造、購買、アフターサービス、営業管理部門などの機能も集約したOperation Core HQ2への設備投資を用途とした金融機関からの長期借入金 910,748,000円、SAP社の各種システムの導入を用途とした金融機関からの長期借入金 550,000,000円、その他の長期借入金 378,375,000円、の返済に充当する予定であります。また、残額については、平成32年4月までに仕入等の運転資金のための短期借入金の返済の一部に1,538,740,600円を充当する予定であります。

なお、当社が平成27年11月19日付の取締役会にて決議した自己株式処分により調達した手取概算額合計1,632,376,000円のうち、平成29年12月31日時点で未充当となっている481,376,000円については、平成30年4月2日に公表いたしました「自己株式の処分における資金支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、支出予定時期を平成29年12月期から平成32年12月期までに変更のうえで充当予定であります。

- (注) 1. 調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の当座預金口座にて保管する予定であります。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、自己資金及び銀行借入等により上記記載の用途へ充当する予定であります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の用途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、かかる超過分を仕入等の運転資金のための短期借入金の返済の一部への追加充当を予定しています。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を、金融機関からの既存の長期借入金（各種オペレーション効率化のための更なる機能向上を図るため、物流機能に加えて、製造、購買、アフターサービス、営業管理部門などの機能も集約した Operation Core HQ2 への設備投資及びSAP社の各種システムの導入等を用途とした長期借入金）の期限前あるいは期限到来時の返済並びに短期借入金（仕入等の運転資金のための短期借入金）の返済の一部に充当することにより自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性確保を図ることは、当社の経営上合理的な判断であると考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、所在地：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の684円としました。なお、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動、割当予定先の株式保有

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

動向並びに割当予定先の株式処分コスト等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使要請が実施されること、割当予定先は行使要請が実施された場合並びに任意に行使が可能な期間において株価が権利行使価額を上回っている限り出来高の一定割合の株数の範囲内でただちに権利行使及び株式売却を行なうこと、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準の株式処分コストが発生すること、等を含みます。）を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、当初行使価額は、現状の当社株価の水準などを勘案し、平成30年4月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額とし、下限行使価額は平成30年4月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する額としております。

これらの結果、本日現在において当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数140,679個（平成29年12月31日現在）に対して16.28%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性の確保を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去2年間（平成28年4月から平成30年3月まで）の1日当たりの平均出来高は58,119株（注）であり、直近6か月間（平成29年10月から平成30年3月まで）の同出来高においても、48,381株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数2,290,000株を行使期間である約2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約4,654株（平成29年10月から平成30年3月までの直近6か月間の1日当たり平均出来高の9.62%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、割当予定先として選択したS M B C日興証券との間で、当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、金融機関からの既存の長期借入金（各種オペレーション効率化のための更なる機能向上を図るため、物流機能に加えて、製造、購買、アフターサービス、営業管理部門などの機能も集約したOperation Core HQ2への設備投資及びS A P社の各種システムの導入等を使途とした長期借入金）の期限前あるいは期限到来時の返済並びに短期借入金（仕入等の運転資金のための短期借入金）の返済の一部に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。また、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

(注) 1日当たりの平均出来高については、平成29年12月1日を効力発生日として当社普通株式1株につき2株の割合をもって行われた株式分割を勘案し、当該分割前の出来高においては2を乗じて算出しております。以下同じです。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司
(2) 所 在 地	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 三 丁 目 3 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	取 締 役 社 長 清 水 喜 彦
(4) 事 業 内 容	金 融 商 品 取 引 業 等
(5) 資 本 金	100 億 円
(6) 設 立 年 月 日	平 成 21 年 6 月 15 日
(7) 発 行 済 株 式 数	200,001 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	9,230 人 (平 成 29 年 9 月 30 日 現 在)
(10) 主 要 取 引 先	投 資 家 及 び 発 行 体
(11) 主 要 取 引 銀 行	株 式 有 限 公 司 三 井 住 友 銀 行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株 式 有 限 公 司 三 井 住 友 金 融 財 務 有 限 公 司 100%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当 該 会 社 が 当 社 の 株 式 31,300 株 (平 成 30 年 3 月 31 日 現 在。) を 保 有 し て い る ほ か、特 筆 す べ き 資 本 関 係 は あ り ま せ ン。ま た、当 社 の 関 係 者 及 び 関 係 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係 者 及 び 関 係 会 社 の 間 に は、特 筆 す べ き 資 本 関 係 は あ り ま せ ン。
人 的 関 係	当 社 と 当 該 会 社 と の 間 に は、記 載 す べ き 人 的 関 係 は あ り ま せ ン。ま た、当 社 の 関 係 者 及 び 関 係 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係 者 及 び 関 係 会 社 の 間 に は、特 筆 す べ き 人 的 関 係 は あ り ま せ ン。
取 引 関 係	当 社 の 主 幹 事 証 券 会 社 で あ り ま す。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当 該 会 社 は、当 社 の 関 連 当 事 者 に は 該 当 し ま せ ン。ま た、当 該 会 社 の 関 係 者 及 び 関 係 会 社 は、当 社 の 関 連 当 事 者 に は 該 当 し ま せ ン。
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 (単 位 : 百 万 円。特 記 し て い る も の を 除 き ま す。)	

ご 注 意 : こ の 文 書 は 当 社 が 本 新 株 予 約 権 の 発 行 に 関 し て 一 般 に 公 表 す る た め の 記 者 発 表 文 で あ り、投 資 勧 誘 を 目 的 と し て 作 成 さ れ た も の で は あ り ま せ ン。

決 算 期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連 結 純 資 産	666,613	697,808	544,248
連 結 総 資 産	9,352,929	10,479,163	11,687,428
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 ( 円 )	3,333,048	3,489,023	2,721,226
連 結 営 業 収 益	352,607	318,791	361,232
連 結 営 業 利 益	93,966	51,350	75,804
連 結 経 常 利 益	96,242	55,826	80,064
親会社株主に帰属する当期純利益	64,747	42,106	46,943
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 ( 円 )	323,733	210,529	234,714
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	—	—	—

(注) SMBC日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社はSMBC日興証券以外の金融機関からも提案を受けましたが、SMBC日興証券より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、金融機関からの既存の長期借入金（各種オペレーション効率化のための更なる機能向上を図るため、物流機能に加えて、製造、購買、アフターサービス、営業管理部門などの機能も集約した Operation Core HQ2 への設備投資及びSAP社の各種システムの導入等を使途とした長期借入金）の期限前あるいは期限到来時の返済並びに短期借入金（仕入等の運転資金のための短期借入金）の返済の一部に充当することにより自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性確保に重点を置いている当社のニーズに最も合致しているものと判断いたしました。その上で、上記「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMBC日興証券への割当を決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMBC日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、SMB C日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針です。

当社とSMB C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定める予定です。

当社はSMB C日興証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、残存する本新株予約権の全てが行使された日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり金684円の支払を完了した日、SMB C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は平成32年4月30日のいずれか先に到来する日までの間、SMB C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定です。

#### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

SMB C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人による監査を受けたSMB C日興証券の平成29年3月31日現在の会社法上の計算書類等より、十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

#### （5）株券貸借に関する契約

当社は、SMB C日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMB C日興証券は山井太氏との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定ではありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 12 月 31 日現在）	
山井 太	20.5%
東京中小企業投資育成株式会社	7.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.4%
山井 佑馬	6.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.2%
株式会社雪峰社	4.3%
山井 隆介	3.3%
山井 梨沙	2.6%
山井 夏実	2.6%
渡邊 美栄子	1.8%

(注) 1. 上記のほか、発行済株式総数に対する比率 0.0%の自己株式を保有しております。

2. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は 2,290,000 株、権利行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、16.28%となります（平成 30 年 3 月 31 日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。）。

## 9. 今後の見通し

平成 30 年 2 月 13 日付「平成 29 年 12 月期 決算短信」にて公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

## 10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## (1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
連結売上高	7,854	9,222	9,910
連結営業利益 又は営業損失(△)	568	853	△141
連結経常利益 又は経常損失(△)	517	805	△38
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	284	485	△251
1株当たり連結当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	21.65	34.66	△17.97
1株当たり配当額(円)	5.00	15.00	12.50
1株当たり連結純資産額(円)	290.01	316.68	295.60

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日をもって普通株式1株につき4株の割合で、平成29年12月1日をもって普通株式1株につき2株の割合でそれぞれ株式分割を行いました。これらに伴い、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり連結当期純利益」及び「1株当たり連結純資産額」を算定しております。

2. 「1株当たり配当額」は当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年4月6日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	14,080,000株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

## (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始 値	4,010円 □3,860円	3,300円	3,080円 *1,495円	1,500円
高 値	15,460円 □5,420円	4,665円	3,580円 *1,522円	1,522円

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



安 値	4,000 円 □2,780 円	2,919 円	2,518 円 *1,390 円	1,123 円
終 値	14,970 円 □3,250 円	3,050 円	2,944 円 *1,482 円	1,345 円

- (注) 1. □印は、平成 27 年 7 月 1 日付の普通株式 1 株につき 4 株の株式分割による権利落後の株価であり、\*印は、平成 29 年 12 月 1 日付の普通株式 1 株につき 2 株の株式分割による権利落後の株価であります。
2. 株価は、平成 27 年 12 月 10 日までは株式会社東京証券取引所マザーズ、平成 27 年 12 月 11 日以降は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものあります。
3. 平成 30 年 12 月期の株価については、平成 30 年 4 月 5 日現在で表示しております。

## ② 最近 6 か月間の状況

	平成 29 年 11 月	平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月	平成 30 年 2 月	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月
始 値	3,090 円 *1,495 円	1,490 円	1,500 円	1,450 円	1,317 円	1,370 円
高 値	3,115 円 *1,495 円	1,522 円	1,522 円	1,505 円	1,412 円	1,385 円
安 値	2,797 円 *1,425 円	1,390 円	1,438 円	1,123 円	1,237 円	1,315 円
終 値	2,944 円 *1,483 円	1,482 円	1,441 円	1,287 円	1,370 円	1,345 円

- (注) 1. \*印は、平成 29 年 12 月 1 日付の普通株式 1 株につき 2 株の株式分割による権利落後の株価であります。
2. 平成 30 年 4 月の株価については、平成 30 年 4 月 5 日現在で表示しております。

## ③ 発行決議前営業日における株価

	平成 30 年 4 月 5 日現在
始 値	1,351 円
高 値	1,351 円
安 値	1,315 円
終 値	1,345 円

## (4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

### ① 公募による自己株式の処分

払込期日	平成 27 年 12 月 10 日
調達資金の額	1,066,156,000 円

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

処分価額	3,640 円
処分株式数	292,900 株
処分時における当初の資金使途・支出予定時期	下記②による調達資金の額と合わせて、平成 27 年 12 月期に 59,000,000 円、平成 28 年 12 月期に 920,000,000 円、平成 29 年 12 月期に 653,376,000 円を設備投資資金に充当
現時点における充当状況	上記に記載の平成 29 年 12 月期に充当予定であった 653,376,000 円のうち、平成 29 年 12 月 31 日時点で未充当となっている 481,376,000 円について、支出予定時期を平成 29 年 12 月期から平成 30 年 12 月期及び平成 31 年 12 月期に変更のうえに充当予定。その他については当初予定のとおり充当済

② 第三者割当による自己株式の処分

払込期日	平成 27 年 12 月 25 日
調達資金の額	575,484,000 円
処分価額	3,640 円
処分株式数	158,100 株
処分先	S M B C 日興証券株式会社
処分時における当初の資金使途・支出予定時期	上記①による調達資金の額と合わせて、平成 27 年 12 月期に 59,000,000 円、平成 28 年 12 月期に 920,000,000 円、平成 29 年 12 月期に 653,376,000 円を設備投資資金に充当
現時点における充当状況	上記に記載の平成 29 年 12 月期に充当予定であった 653,376,000 円のうち、平成 29 年 12 月 31 日時点で未充当となっている 481,376,000 円について、支出予定時期を平成 29 年 12 月期から平成 30 年 12 月期及び平成 31 年 12 月期に変更のうえに充当予定。その他については当初予定のとおり充当済

③ 第三者割当による自己株式の処分

払込期日	平成 28 年 6 月 13 日
調達資金の額	108,450,000 円
処分価額	3,615 円
処分株式数	30,000 株
処分先	三井住友信託銀行株式会社（信託E口）
処分時における当初の資金使途・支出予定時期	平成 28 年 6 月 13 日以降、諸費用の支払い等の運転資金へ充当
現時点における充当状況	全額充当済

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

**株式会社スノーピーク**  
**第1回新株予約権(行使価額修正条項付)**  
**発行要項**

1. 本新株予約権の名称 株式会社スノーピーク第1回新株予約権(行使価額修正条項付)  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 15,663,600 円
3. 申込期間 平成 30 年 4 月 23 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 4 月 24 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C 日興証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 2,290,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100 株とする。)。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 本新株予約権の発行後、第 11 項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
  - (4) 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 22,900 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 684 円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 6.84 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 行使価額は、当初金1,480円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。

#### 10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金672円（以下「下限行使価額」という。但し、第11項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{時 価} \\ \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。）

調整後の行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。（但し、第14項第(2)号に定める場合を除く。）
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、振替機関(第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。)の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。但し、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権の行使可能期間

平成30年4月25日から平成32年4月30日(但し、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり金684円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(但し、終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)が下限

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使価額を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日から起算して 11 銀行営業日が経過する日に、本新株予約権 1 個当たり金 684 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記 20 連続取引日の間に第 11 項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該 20 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 行使請求受付場所  
三井住友信託銀行株式会社
18. 払込取扱場所  
株式会社三菱UFJ銀行 新潟支店
19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等  
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
20. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由  
本要項並びに割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性及び当社の資金調達需要等

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



について一定の前提を置き、当社の行動について株価が行使価額を上回っている場合に割当先に行使要請を行うこと等を仮定し、また、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について、当社による行使要請が行われた場合に株価が行使価額を上回っている限り、一定の前提の下で行使期間にわたって権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を評価結果と同額の金 684 円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載の通りとし、行使価額は当初、平成 30 年 4 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10% 上回る額とし、下限行使価額は平成 30 年 4 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50% に相当する額とした。

22. 1 単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。